

新たな産業用地の創出に向けた取組 業務委託仕様書

1 背景・目的

本市では、市内企業の事業拡大や、新たに京都市内へ進出を希望する企業のニーズに十分応えるための産業用地が不足している状況にある。

このため、未来の京都を牽引する産業集積を図るべく、「工業専用地域」である久我の工業専用地域において、新たな産業用地の創出に向けた取組を実施するものである。

2 業務内容

- (1) 久我の工業専用地域において、土地の利用転換を図るため、地権者等への説明を通じて総意を形成する。よりスムーズな総意形成を図るために必要な取組項目を検討し、スケジュールを作成する。
- (2) (1)の取組項目には、以下の内容を含めるものとする。
 - ア 土地利用転換に向けた地権者等に対する個別説明や個別訪問の実施
 - ・意向確認が必要な地権者等に対し、個別説明や個別訪問を複数回実施する。
 - ・事業シミュレーションや地権者のメリット等を整理し、資料を作成する。
 - ・案内の送付及び資料の作成・説明、議事録の作成等を行う。
 - イ 地権者組織の設立に向けた立上げ支援
 - ・土地利用転換の取組に賛同を得た地権者等への説明会を複数回実施する。
 - ・地権者組織の設立に向けた準備手続等を行う。
 - ・案内の送付及び資料の作成、運営支援の実施（出欠の取りまとめ、説明等）、議事録の作成等
- (3) 地権者等の意向を踏まえ、土地利用転換の手法等を検討し、課題を整理する。
- (4) その他同地において、産業用地を生み出すための効果的な取組

3 納品する成果物

実施報告書（A4両面、カラー）20冊と、報告書及び調査結果に係る電子データ一式を平成31年3月22日（金）までに納品すること

4 その他留意事項

- (1) 業務遂行に当たっては、受託者は、提案内容を順守するものとし、具体的な進め方については、適宜本市と協議を行い、市の指示に従うこと。
- (2) 業務遂行に当たり必要となる資料については、市が妥当と判断する場合の

み受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、本業務委託終了後に返却するとともに、情報の取扱いに十分注意すること。

- (3) 業務の進捗状況について、市に適宜報告を行うこと。報告に当たっては、市役所で行う場合を除き、打合せ場所を確保すること。
- (4) 国の経済成長戦略の方向性や、市の各種計画との整合性、直近の経済社会動向を考慮すること。

5 特記事項

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。